

議案第44号

養父市私立学校審議会条例の一部を改正する条例の制定について
養父市私立学校審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月6日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市私立学校審議会条例の一部を改正する条例
養父市私立学校審議会条例（平成19年養父市条例第19号）の一部を次のように
改正する。

第7条中「教育委員会事務局教育部学校教育課」を「教育部教育課」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

議案第 44 号 養父市私立学校審議会条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(庶務)</p> <p>第 7 条 審議会の庶務は、<u>教育委員会事務局教育部学校教育課</u>において行う。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第 7 条 審議会の庶務は、<u>教育部教育課</u>において行う。</p>